

令和2年4月8日

在校生保護者 様

さいたま市立大宮北高等学校長

**新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う
分散登校の中止について(通知)**

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、令和2年4月7日付けでお知らせした「臨時休業及び分散登校の実施について」における分散登校を中止します。

なお、臨時休業については、下記のとおり実施いたします。長期の臨時休業となりますので、お子様の健康と安全を第一に考え、生活リズムを整えながら学習等に取り組まれるようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間について

4月8日(水)から5月6日(水)まで

2 臨時休業期間中の過ごし方について

(1) 健康管理について

体温の測定を毎日実施していただき、健康状態を確認してください。また、風邪様症状が出た場合は、かかりつけの医療機関へ連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。4月10日よりClassiを用いた健康観察アンケートを配信しますので日々の回答をお願いいたします。

原則として、家の中で過ごすよう指導してください。健康維持のために屋外で運動や散歩をする場合は、感染防止に十分配慮してください。なお、臨時休業期間の部活動は中止となります。また、校庭開放も実施されません。

(2) 学習について

Classi等を用いて学習課題を指示します。オンライン学習や学校から指示された学習課題等に、計画的に取り組んでください。HPやClassiは毎日確認し、連絡や課題を確実に把握してください。タブレットの設定や、課題に対して質問がある場合は学校に連絡をお願いします。

(3) その他

何か心配なことがある場合には、遠慮なく学校に連絡をお願いします。
事故等が発生した場合には、直ちに警察、学校等に連絡してください。

連絡先

さいたま市立大宮北高等学校 教頭

電話 048-663-2912

FAX 048-653-7922